

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）

（資格）

第二十四条 技能証明は、次に掲げる資格別に行う。

定期運送用操縦士

事業用操縦士

自家用操縦士

一等航空士

二等航空士

航空機関士

航空通信士

一等航空整備士

二等航空整備士

一等航空運航整備士

二等航空運航整備士

航空工場整備士

（技能証明の限定）

第二十五条 国土交通大臣は、前条の定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、航空機関士、一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士の資格についての技能証明につき、国土交通省令で定めるところにより、航空機の種類についての限定をするものとする。

2・3 （略）

（業務範囲）

第二十八条 別表の資格の欄に掲げる資格の技能証明（航空機に乗り組んでその運航を行う者にあつては、同表の資格の欄に掲げる資格の技能証明及び第三十一条第一項の航空身体検査証明）を有する者でなければ、同表の業務範囲の欄に掲げる行為を行つてはならない。ただし、定期運送用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、一等航空士、二等航空士若しくは航空機関士の資格の技能証明を有する者が受信のみを目的とする無線設備の操作を行う場合又はこれらの技能証明を有する者が電波法第四十条第一項の無線従事者の資格を有するものが、同条第二項の規定に基づき行うことができる無線設備の操作を行う場合は、この限りでない。

2・3 （略）

(航空身体検査証明)

第三十一条 国土交通大臣又は指定航空身体検査医（申請により国土交通大臣が指定した国土交通省令で定める要件を備える医師をいう。以下同じ。）は、申請により、技能証明を有する者で航空機に乗り組んでその運航を行なおうとするものについて、航空身体検査証明を行なう。

2・3 （略）

第三十二条 航空身体検査証明の有効期間は、定期運送用操縦士の資格を有する者にあつては六月、その他の者にあつては一年とする。

(航空英語能力証明)

第三十三条 定期運送用操縦士、事業用操縦士又は自家用操縦士の資格についての技能証明（当該技能証明について限定をされた航空機の種類が国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。）を有する者は、その航空業務に従事するのに必要な航空に関する英語（以下「航空英語」という。）に関する知識及び能力を有することについて国土交通大臣が行う航空英語能力証明を受けていなければ、本邦内の地点と本邦外の地点との間における航行その他の国土交通省令で定める航行を行つてはならない。

2・3 （略）

(計器飛行証明及び操縦教育証明)

第三十四条 定期運送用操縦士の資格についての技能証明（当該技能証明について限定をされた航空機の種類が国土交通省令で定める航空機の種類であるものに限る。第三十五条の二第一項において同じ。）又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格についての技能証明を有する者は、その使用する航空機の種類に係る次に掲げる飛行（以下「計器飛行等」という。）の技能について国土交通大臣の行う計器飛行証明を受けていなければ、計器飛行等を行つてはならない。

一 計器飛行

二 計器飛行以外の航空機の位置及び針路の測定を計器にのみ依存して行う飛行（以下「計器航法による飛行」という。）で国土交通省令で定める距離又は時間を超えて行うもの

三 計器飛行方式による飛行

2 次に掲げる操縦の練習を行う者に対しては、その使用する航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有し、かつ、当該航空機の種類に係る操縦の教育の技能について国土交通大臣の行う操縦教育証明を受けている者（以下「操縦教員」という。）でなければ、操縦の教育を行つてはならない。

一 定期運送用操縦士、事業用操縦士又は自家用操縦士の資格についての技能証明（以下「操縦技能証明」という。）を受けていない者が航空機（第二十八条第三項の国土交通省令で定める航空機を除く。次号において同じ。）に乗り組んで行う操縦の練習

二 操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者が当該技能証明について限定をされた種類以外の種類の航空機に乗り組んで行う操縦の練習

3 (略)

(航空機の操縦練習)

第三十五条 第二十八条第一項及び第二項の規定は、左に掲げる操縦については、適用しない。

- 一 前条第二項第一号に掲げる操縦の練習で、当該練習について国土交通大臣の許可を受け、かつ、操縦教員の監督の下に行なうもの
- 二 前条第二項第二号に掲げる操縦の練習で、操縦教員の監督の下に行なうもの
- 三 操縦技能証明及び航空身体検査証明を有する者が当該技能証明について限定をされた種類の航空機のうち当該技能証明について限定をされた等級又は型式以外の等級又は型式のものに乗り組んで行なう操縦の練習で、当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者の監督（当該航空機を操縦することができる技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合にあつては、当該航空機を操縦することができる知識及び能力を有すると認めて国土交通大臣が指定した者の監督）の下に行なうもの

- 2 前項各号の操縦の練習の監督を行なう者は、当該練習の監督を国土交通省令で定めるところにより行なわなければならない。

(計器飛行等の練習)

第三十五条の二 第三十四条第一項の規定は、定期運送用操縦士の資格についての技能証明又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格についての技能証明及び航空身体検査証明を有する者でその使用する航空機の種類について計器飛行証明を受けていないものが計器飛行等の練習のために行なう飛行で、次に掲げる者の監督の下に行なうものについては、適用しない。

- 一 当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有し、かつ、当該技能証明が定期運送用操縦士の資格についての技能証明又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格についての技能証明である場合は当該航空機の種類について計器飛行証明を有する者
- 二 地上物標を利用して航空機の位置及び針路を知ることができる場合において計器飛行又は計器航法による飛行の練習を行うときは、当該航空機を操縦することができる技能証明及び航空身体検査証明を有する者
- 三 当該航空機を操縦することができる技能証明を有する者の監督を受けることが困難な場合は、当該航空機を使用して計器飛行等を行うことができる知識及び能力を有すると認めて国土交通大臣が指定した者

- 2 前条第二項の規定は、計器飛行等の練習の監督を行なう者について準用する。

(報告徴収及び立入検査)

- 第一百三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。
  - 一 航空機又は装備品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者

二 國土交通大臣の指定を受けた航空従事者の養成施設の設置者

三 指定航空身体検査医

四 空港等又は航空保安施設の設置者

五 航空従事者

六 航空運送事業又は航空機使用事業を經營する者

七 前号に掲げる者以外の者で航空機を使用するもの

八 航空運送代理店業を經營する者

2 國土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所、工場その他の事業場、空港等、航空保安施設を設置する場所、空港等若しくは航空保安施設の工事を行う場所、航空機の所在する場所又は航空機に立ち入つて、航空機、航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（設計の変更命令に違反する等の罪）

第一百四十五条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第二十九条第六項（第二十九条の二第二項、第三十三条第三項、第三十四条第三項又は第七十八条第四項において準用する場合を含む。）又は第七十二条第十一項の規定による命令に違反した者

第一百四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第四十二条第四項（第四十三条第二項又は第四十四条第五項（第四十五条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に違反して、空港等又は航空保安施設の供用を開始した者

二～五 （略）

（技能証明書を携帯しない等の罪）

第一百五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一～一の四 （略）

一の五 第三十五条第二項（第三十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、操縦の練習又は計器飛行等の練習の監督を行つた者

二～五 （略）

五の二 第七十二条第一項の規定に違反して、機長として航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んだ者  
 五の三 第七十三条の四第五項の規定による命令に違反した者  
 六〇十 (略)

第一百六十二条 第九条、第二十一条又は第三十六条の規定による命令の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表（第二十八条関係）

資格	業務範囲
定期運送用操縦士	航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行なうこと。 一 事業用操縦士の資格を有する者が行なうことができる行為 二 機長として、航空運送事業の用に供する航空機であつて、構造上、その操縦のために二人を要するものの操縦を行うこと。 三 機長として、航空運送事業の用に供する航空機であつて、特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要するもの（当該特定の方法又は方式により飛行する航空機に限る。）の操縦を行うこと。
事業用操縦士	航空機に乗り組んで次に掲げる行為を行なうこと。 一 自家用操縦士の資格を有する者が行なうことができる行為 二 報酬を受けて、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。 三 航空機使用事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。 四 機長以外の操縦者として航空運送事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。 五 機長として、航空運送事業の用に供する航空機であつて、構造上、一人の操縦者で操縦することができるもの（特定の方法又は方式により飛行する場合に限りその操縦のために二人を要する航空機にあつては、当該特定の方法又は方式により飛行する航空機を除く。）の操縦を行うこと。
自家用操縦士	航空機に乗り組んで、報酬を受けないで、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。
(略)	(略)

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十九条、第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）